伊勢崎市立名和小学校いじめ防止基本方針

平成２６年３月３１日策定
平成２７年３月　９日一部改訂
平成２７年４月　１日より実施

１　いじめとは

いじめとは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」です。
そして、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものです。

【文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」より】

上記の考えのもと、伊勢崎市教育委員会の「いじめ防止基本方針」を念頭に置き、本校ではすべての職員が「いじめは、どの学校でも、どの学級でも、どの子どもにも起こり得るものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童はいない。」という基本認識に立ち、全校の児童が「仲良く、元気よく学校生活」を送ることができるように、「いじめ防止基本方針」を策定した。

２　いじめに対する基本認識

いじめ問題に取り組むにあたって、「いじめ問題」にはどのような特質があるのかを十分認識し、日々「未然防止」「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」に的確に取り組むことが必要である。いじめは様々な特質があるが、以下（１）～（４）は教職員がもつべきいじめ問題についての基本的な認識である。

（１）いじめは人権侵害であり、「いじめを絶対に許さない学校」をつくる。
（２）いじめられている子どもの立場に立ち、絶対に守り通す。
（３）いじめる子どもに対しては、毅然とした対応と粘り強い指導を行う。
（４）保護者との信頼関係づくり、地域や関係機関との連携協力に努める。

【群馬県いじめ防止基本方針より】

３　いじめの未然防止

いじめ問題において、「いじめが起こらない学級・学校づくり」等、未然防止に取り組むことが最も重要である。そのためには、「いじめは、どの学級でも、どの学校でも、どの子でも起こり得る」という認識をすべての教員がもち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む必要がある。
児童・保護者の認識や背景、地域・学校の特性を把握したうえで、年間を見通した予防的な取り組みを計画・実施する必要がある。

（１）児童に向けて

○児童一人一人が認められ、お互いを大切にし合い、学級の一員として自覚できるような学級づくりを行う。また、学級のルールを守るといった規範意識の醸成に努める。
※児童の呼名は尊称(「くん」「さん」「ちゃん」)とする。

○わかる授業を行い､児童に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育てる。

○思いやりの心や児童一人一人がかけがえのない存在であるといった命の大切さを、道徳の時間や学級指導を通して育む。

○「いじめは決して許されないこと」という認識を児童が持つよう、様々な活動の中で指導する。

○見て見ないふりをすることは、「いじめ」をしていることにつながることや、「いじめ」を見たら、先生や友達に知らせたり、やめさせたりすることの大切さを指導する。その際、知らせることは決して悪いことではないことも併せて指導する。

（２）教職員に向けて

○児童一人一人が、自分の居場所を感じられるような学級経営に努め、児童との信頼関係を深める。

○児童が自己実現を図れるように、日々児童が主体の授業実践を行う。

○思いやりや生命の大切さを育む道徳教育や学級指導を行う。

○「いじめは決して許さない」という姿勢を教職員が持っていることを、様々な活動を通して児童・保護者に示す。

○児童一人一人の変化に気付く、鋭敏な感覚を持つように努める。

○児童や保護者からの話を親身になって聞く姿勢を持つ。

○自己の人権感覚を磨き、自己の言動を振り返る。

○問題を抱え込まないで、管理職への報告や学年や同僚への協力を求める意識を持つ。

（３）学校全体として

○４月に校長はいじめを許さない教育方針と、いじめを認知したら全職員で解決に向けての取り組みを行うことを全職員に伝える。
※いじめは、させない！　許さない！　解消する！　再発させない！

○代表委員会を中心に「いじめ防止の活動」を行う。

○二中地区連携の「いじめ防止会議」を計画・実施する。

○全教育活動を通して、「いじめは絶対に許されない」という土壌をつくる。

○いじめに関するアンケート調査を毎月１回実施する。

○人権教育講演会では、児童・保護者・教職員を対象に実施する。

○教育相談やＳＣとの連携を通して、児童の様子の変化を教職員全体で共有する。
また、年２回のＣ＆Ｓを活用し、学級の人間関係作りに役立てる。

（４）保護者や地域に向けて

○児童が発する変化のサインに気づいたら、学校に相談することの大切さを伝える。

○「いじめ問題」の解決には、学校・家庭・地域の連携・協力が大切であることを学校通信、ＰＴＡ総会、入学説明会等で伝える。また、ＰＴＡ運営委員、学校評議員、民生児童委員、青少年健全育成推進委員等に伝え、理解と協力を依頼する。

４　「いじめ」の早期発見・早期対応について

（１）早期発見

いじめとは、早期に発見することが、早期の解決につながる。早期発見のために、日頃から教職員と児童達との信頼関係の構築に努めることが大切である。いじめは、教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、児童達の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力を向上させることが求められる。

①学校として

○定期的にアンケート調査を実施し、児童（本人・友達）から情報を収集する。

○アンケートは、記名・無記名・持ち帰り等状況に応じて配慮し実施する。

○教育相談担当やＳＣ等の窓口があることを、児童や保護者に連絡し気楽に相談できる環境づくりをすることが重要である。

○月１回の生徒指導部会で、情報交換を行う。

②学級担任として

○アンケート調査をもとに、児童と面談し状況を把握する。

○保護者と密な連絡（面談・電話・連絡帳等）をとり、情報を共有する。

○休み時間や昼休み、放課後の雑談の機会に、児童達の様子に目を配る。

○児童と共に過ごす機会を積極的に設けることは、いじめ発見に効果的である。

（２）早期対応

いじめの兆候を発見した時は、問題を軽視することなく、早期に適切な対応をすることが大切である。いじめられている児童の苦痛を取り除くことを最優先に迅速な指導を行い、解決に向けて学年・学校全体で組織的に対応することが重要である。

①学校として

○担任や学年職員・生徒指導担当が事実を確認し、管理職に報告する。

○職員会議等で全職員共通理解を図る。

②いじめられた児童に向けて

○事実を確認するとともに、心の安定を図る。

○守り抜くことを伝え、解決できる希望を持てることを伝える。

○自信を持たせる言葉かけをし、児童達の様子に目を配る。

③いじめられた児童の保護者に向けて

○発見したその日のうちに、家庭に連絡し、事実確認を伝える。

○学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。

○家庭でも児童の様子に注意してもらい、些細なことでも相談するように伝える。

④いじめた児童に向けて

○いじめた気持ちや状況などについて聞く、児童の背景にも目を向け指導する。

○孤立感・疎外感を与えないような教育的配慮をし、毅然とした対応と粘り強い指導を行う。

○いじめは、人として決して許されない行為であることやいじめられる側の気持ちを認識させる。

⑤いじめた児童の保護者に向けて

○正確な事実関係を説明し、いじめられた児童や保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、よりよい解決を図ろうとする気持ちを伝える。

○「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。

⑥周りの児童に向けて

○当事者だけの問題にとどめず、学級及び学年・学校全体の問題として考え、いじめ撲滅を促す。

○はやし立てたり、見て見ぬふりをしたりする行為も、いじめを肯定していることを理解させる。

5　関係機関との連携

（１）教育委員会との連携

必要に応じて、いじめ等の問題行動に対応するサポートチーム等の派遣を依頼し、解決を支援する。また、重大な事案が起きた場合、必要に応じて、県の調査委員会の調査やスクールカウンセラースーパーバイザー等の派遣を依頼する。

（２）警察との連携

○学校・警察児童生徒健全育成推進制度に基づく連携

いじめの内容に応じて、相談や情報の共有を図る。

○学校警察連絡協議会での情報交換・共有

定期的に会議を開催し、児童生徒の状況と対策について協議する。

（３）児童相談所等との連携

○サポート会議等の開催

児童生徒の状況や対策等について協議し、関係機関との連携した支援の充実を図る。

○中央児童相談所や伊勢崎市との連携

いじめの内容に応じて、相談や情報を共有する。

（４）その他の関係機関との連携

弁護士や医師、法務局等の関係機関や関係団体との連携を図る。

6　学校評価の実施

○学校評価（児童・保護者・教員・学校評議員等）、服務規律委員等で、いじめ問題への取組について自己評価を行い、結果を指導に生かすとともに公表する。

7　本校の組織について

いじめを認知した場合は、教職員が一人で抱え込まず、学年及び学校全体で対応することが大切である。保護者とのトラブルに発展しないためにも「いじめ対策委員会」で指導方針を立て、組織的に取り組むことが必要である。

いじめ対策委員会構成メンバー

・校長　・教頭　・教務主任　・いじめ対策主任（生徒指導主任）　（・担任）

・学年生徒指導担当　・特別支援担当　・養護教諭　・スクールカウンセラー

○予防・早期発見の観点から、生徒指導部会を定例化し、情報交換及びアンケート対応等実施するとともに、懸案事項の際は担任を交えた臨時委員会を即時開催する。

○いじめの情報が入ってから学校の方針決定に至るまでは、その日のうちに対応することを基本とする。

○児童の生命または身体の安全がおびやかされる場合は、速やかに教育委員会・警察等の関係機関へ報告する。（報告者は、管理職が望ましい）